

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年七月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年七月十日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

<p>路線名</p>	<p>中新田入間川線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>狭山市大字東三ツ木字西原二五一番四地先から同市大字東三ツ木字西原二五二番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成三十年七月十日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十五年六月十四日埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長八〇・〇〇メートル</p>